

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	北海道標茶町

標茶町鳥獣被害防止計画 (変更)

<連絡先>

担当部署名 北海道標茶町役場農林課林政係
所在地 北海道川上郡標茶町 4 丁目 2 番地
電話番号 015-485-2111
F A X 番号 015-485-1922
メールアドレス n_rinsei@town.shibecha.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ノイヌ、キツネ カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ヒグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道標茶町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
① エゾシカ	牧草	286,371 千円	1091.77ha
	デントコーン	6,376 千円	485.90ha
	大根	0 千円	0ha
② ノイヌ	家畜	0 千円	0 頭
③ キツネ	家畜	7,610 千円	75 頭
④ カラス	家畜	33,103 千円	70 頭
⑤ ヒグマ	家畜	1,776 千円	4 頭
	デントコーン	3,605 千円	23.77ha

(2) 被害の傾向

<p>①エゾシカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は全町的にみられるが、特に国有林、釧路湿原鳥獣保護区に隣接する地域で牧草等の食害及び植林地苗木の頂芽食害等が発生している。 ・近年一部地域において牧草ロールのサイレージラップに穴を開ける被害も発生している。 <p>②ノイヌ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は全町的にみられ、特に牛を追いかけて、怪我を負わせる等の被害が発生している。 <p>③キツネ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は全町的にみられ、特に出産時、親牛及び子牛に噛み付き怪我を負わせる等の被害が発生している。 <p>④カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は全町的にみられ、生まれたばかりの子牛の舌を突く、乳牛の乳房を突いて死亡させる等の被害が発生している。 ・牛舎へ侵入する被害も多く発生しており、乳牛に与えるストレスによる搾乳量の低下など、大きな影響を与えていることが想定される。 <p>⑤ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から家畜を襲う被害が相次いで発生した。 ・デントコーンの食害が発生している。
--

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)	
エゾシカ	被害額	292,747 千円	204,923 千円	30%減	
	被害面積	1,577.67ha	1,104.37ha		
ノイヌ	被害額	0 千円	0 千円		
	被害頭数	0 頭	0 頭		
キツネ	被害額	7,610 千円	5,327 千円		
	被害頭数	75 頭	53 頭		
カラス	被害額	33,103 千円	23,172 千円		
	被害頭数	70 頭	49 頭		
ヒグマ	被害額	5,381 千円	1,243 千円		77%減
	被害頭数	4 頭	0 頭		100%減
	被害面積	23.77ha	16.64ha	30%減	
合計	被害額	338,841 千円	237,189 千円	30%減	
	被害頭数	149 頭	105 頭		
	被害面積	1,601.44ha	1,121.01ha		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①エゾシカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会標茶支部による許可捕獲の実施。 ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲、狩猟期間における許可捕獲の実施。 <p>②ノイヌ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会標茶支部による許可捕獲の実施。 ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施。 ・捕獲機材による捕獲の実施。 	<p>①エゾシカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の高齢化に伴う担い手不足。 ・所有地内立ち入りの制約により、効果的な捕獲ができない場合がある。 ・捕獲物の処理による従事者の体力的負担。 ・捕獲圧が高まる許可捕獲期間終盤は、夜間の出没が増え、銃器での捕獲が行えない。 <p>②ノイヌ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒心が強く、銃器による効果的な捕獲が難しい。

	<p>③キツネ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②ノイヌに同じ。 <p>④カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会標茶支部による許可捕獲の実施。 ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施。 ・捕獲機材による捕獲の実施。 ・5月下旬から6月上旬に一斉捕獲を実施。 <p>⑤ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会標茶支部による許可捕獲の実施。 ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施。 ・捕獲機材による捕獲の実施。 ・自動撮影カメラによる情報収集。 	<p>③キツネ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域からの要請が多く、捕獲機材が十分に設置できない場合がある。 <p>④カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、防風林の近く等、銃器が使えない場所が多い。 <p>⑤ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の高齢化や捕獲経験者の減少に伴う担い手不足。
防護柵の設置等に関する取組	<p>ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止（電気）柵の設置。 ・追い払い機器の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に係るコストや人員の確保。
生息環境管理その他の取組	<p>ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に係るコストや人員の確保。

(5) 今後の取組方針

<p>①エゾシカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数の増加や牧草地への出没が多くなる4月～9月までの期間に許可捕獲を重点的に行い、捕獲頭数の増加に努める。 ・金網柵、電気柵の設置により農業被害の軽減に努めるとともに、捕獲機材の設置による捕獲も目指す。 ・くくりわなを使用し、鳥獣被害対策実施隊等による捕獲を実施する。 ・釧路湿原鳥獣保護区等、越冬地となっている場所での鳥獣被害対策実施
--

隊による狩猟期間中の許可捕獲の実施に向けて、関係機関と協議を行う。

②ノイヌ

・人家周辺で出没した場合や家畜を襲う場合等、危害を加える可能性がある個体と判断された場合に限り、銃器若しくは捕獲機材による捕獲を行う。

③キツネ

・銃器による捕獲のほか、捕獲機材による捕獲を実施し、捕獲数の増加を目指す。

④カラス

・銃器による捕獲を重点的に行う。5月下旬から6月上旬に行う一斉捕獲は、捕獲効率が非常に高く、駆除要望も年々増加していることから、複数回実施し、捕獲数の増加を目指す。

⑥ ヒグマ

・農地や人家周辺で出没した場合や家畜を襲う場合等、危害を加える可能性がある個体と判断された場合に限り、銃器若しくは捕獲機材による捕獲を行う。

・金網柵、電気柵の設置により農業被害の軽減に努める。

・ヘアトラップ及び遠隔式自動撮影カメラを設置し、個体の識別、行動ルート及び範囲を把握し、防除・捕獲に繋げる。なお、遠隔式自動撮影カメラはAI技術により獣種を識別して画像の管理・転送される機器を導入し、効率的な管理を行う。

※今後の計画

①有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

②地域の意識改革による被害の防除体制の確立に向けて取り組む。

③捕獲と防護柵の両面での被害防止対策の強化に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・北海道猟友会標茶支部による許可捕獲及び鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する。

・上記捕獲に際しては、射程、捕獲能力、捕獲時の安全面等を考慮し、必要に応じてライフル銃による捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4~6年度	エゾシカ ノイヌ キツネ カラス	① 捕獲区域の拡大の取組 捕獲の際、所有者の意向により立ち入りが制限されている場合等、捕獲実施の敬遠が隣接地にまで及び、効果的に捕獲ができない場合があることから、各地域会

	ヒグマ	との連絡調整及び合意形成を図り、捕獲区域の拡大に向けて取り組む。 ② 捕獲鳥獣回収に係る協力体制の構築の取り組み 捕獲鳥獣の処理は、従事者への体力的負担が大きく、捕獲意欲低下が懸念されることから、トラクターでの回収等、各地域会との協力体制の構築に取り組む。 ③ 担い手確保の取り組み 農業者や関係機関に対し、狩猟免許、銃所持許可に関する情報提供を行うとともに、北海道と連携し狩猟出前教室の開催等、担い手の確保等に努める。
4年度	ヒグマ	捕獲機材（はこわな）の導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカについては、被害が増加傾向にあるため、過去3年間の平均捕獲頭数の2割増の捕獲を目指す。</p> <p>キツネについては、個体数・被害件数が増加傾向にあるため、過去3年間の平均捕獲頭数の3割増の捕獲を目指す。</p> <p>カラス（ハシブト・ハシボソ）については、生息数の増加により特に対策の強化が必要であるため、過去3年間の平均捕獲頭数の11割増の捕獲を目指す。</p> <p>なお、ヒグマとノイヌについては、人畜に被害を及ぼした個体若しくは、人畜に被害を及ぼす可能性のある個体を捕獲することとする。</p> <p>① エゾシカ 捕獲実績＝元年度：2,185頭 2年度：2,119頭 3年度：2,428頭 ※3年度に関しては推計の頭数 捕獲計画頭数＝過去3年間の平均捕獲頭数 2,244頭×120%≒2,700頭</p> <p>④ ノイヌ 捕獲計画頭数＝2頭</p> <p>⑤ キツネ 捕獲実績＝元年度：61頭 2年度：22頭 3年度：98頭 ※3年度に関しては推計の頭数 捕獲計画頭数＝過去3年間の平均捕獲頭数 60頭×130%≒80頭</p> <p>⑥ カラス 捕獲実績＝元年度：633羽 2年度：429羽 3年度：503羽 ※3年度に関しては推計の羽数 捕獲計画羽数＝過去3年間の平均捕獲羽数 522羽×210%≒1,100羽</p> <p>⑤ ヒグマ 捕獲計画頭数＝2頭</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	2,700頭	2,700頭	2,700頭
ノイヌ	2頭	2頭	2頭
キツネ	80頭	80頭	80頭
カラス	1,100羽	1,100羽	1,100羽
ヒグマ	2頭	2頭	2頭

捕獲等の取組内容
<p>① エゾシカ 北海道猟友会標茶支部による銃器を使用した許可捕獲を実施し、一部侵入防止柵を活用した中で、くくりわなによる捕獲も行う。</p> <p>② ノイヌ 被害が集中する地区において銃器等による捕獲を行う。</p> <p>③ キツネ 北海道猟友会標茶支部による銃器を使用した許可捕獲を実施し、被害が集中する地区においては、はこわな等による有害捕獲を行う。</p> <p>④ カラス 北海道猟友会標茶支部による銃器を使用した許可捕獲を実施し、被害が集中する地区においては、銃器等による有害捕獲を行う。</p> <p>⑤ ヒグマ 北海道猟友会標茶支部による銃器を使用した許可捕獲を実施し、家畜被害等を引き起こす問題個体については銃器等による有害捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>・ 猟友会標茶支部による許可捕獲及び鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する際、捕獲率を向上させることが必要である。</p> <p>① エゾシカ 体格が大きく、また、警戒心が強いため射程距離が長く、捕獲力のあるライフル銃が必要となる。</p> <p>② ノイヌ 人間に対する警戒心が非常に強く、捕獲に当たっても散弾銃では射程内での捕獲は困難であり、効果的な捕獲を行うには、射程距離の長いライフル銃が必要である。</p> <p>③ キツネ ②ノイヌに同じ。</p> <p>④ ヒグマ 体格が大きく、また、警戒心が強いため射程距離が長いライフル銃が必</p>

要になる。さらに、ヒグマの捕獲において、従事者の安全性の面から威力の高いライフル銃が必要である。

- ・実施予定時期は通年とする。
- ・捕獲予定場所は町内一円とする。
- ・ライフル銃以外での捕獲方法が困難な場合は、関係法令の順守と安全確認を徹底し、事故防止に努めライフル銃による捕獲活動を行うものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ及びヒグマ	金網柵 41,000m	金網柵 46,000m	金網柵 46,000m
	電気柵 1,000m	電気柵 5,000m	電気柵 6,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	・侵入防止柵の破損箇所等の点検及び補修等	・侵入防止柵の破損箇所等の点検及び補修等	・侵入防止柵の破損箇所等の点検及び補修等
ヒグマ	・追い払い機器の設置	・侵入防止柵の破損箇所等の点検及び補修等 ・追い払い機の設置	・侵入防止柵の破損箇所等の点検及び補修等 ・追い払い機の設置

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容


6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
標茶町役場農林課	情報収集、住民への啓発・周知、関係機関と

	の連絡調整、現地の情報収集、防除・捕獲等の検討、出動要請
標茶町鳥獣被害対策実施隊	現地における被害状況、対象鳥獣の痕跡調査、被害の防除、対象鳥獣の捕獲
北海道猟友会標茶支部	有害鳥獣関連の情報提供及び情報共有
北海道釧路総合振興局	
弟子屈警察署標茶駐在所	
根釧西部森林管理署標茶・真竜森林事務所	
環境省釧路自然環境事務所	
鳥獣保護員	

(2) 緊急時の連絡体制

標茶町役場農林課		標茶町鳥獣被害対策実施隊 北海道猟友会標茶支部 北海道釧路総合振興局 弟子屈警察署標茶駐在所 根釧西部森林管理署標茶・真竜森林事務所 環境省釧路自然環境事務所 鳥獣保護員
----------	---	---

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した有害鳥獣は原則持ち帰りとし、自家消費あるいは一般廃棄物として適切に処分する。なお、止むを得ず、持ち帰りが困難な場合などは、埋設による処理とする。</p> <p>また、エゾシカは食肉やペットフード等への有効活用について検討する。ヒグマに限り一部検体を関係機関に提供する。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	標茶町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
標茶町役場農林課	協議会の事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
標茶町農業協同組合	役場農林課と連携し、農業被害の把握に努める。 営農指導（周辺環境整備等）、被害防止に係る情報提供を行う。
標茶町森林組合	役場農林課と連携し、林業被害の把握に努めるとともに、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
北海道猟友会標茶支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲の実施を行う。
標茶町酪農振興会連合会	有害鳥獣関連情報の提供と地域における被害状況の把握に努める。
鳥獣保護員 自然保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道釧路総合振興局 環境生活課 農務課	鳥獣被害防止に関する情報提供、必要に応じ広域的な調整を行う。
北海道釧路総合振興局 釧路農業改良普及センター	役場農林課と連携し、農業被害の把握に努める。 営農指導（周辺環境整備等）、被害防止に係る情報提供を行う。
北海道釧路総合振興局 森林室	役場農林課と連携し、林業被害の把握に努めるとともに、有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

標茶町鳥獣被害対策実施隊の隊員については、法第9条に規定するものとする。

隊員は対象鳥獣の捕獲等に関する業務を行い、当計画に基づく被害防止策を適切に遂行するものとする。

標茶町（農林課職員） 3 名

北海道猟友会標茶支部会員 26 名（内ヒグマ捕獲等 24 名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし